

# 「いわき市以和貴まちづくり基本条例」の概要

## 前文(条例制定の趣旨)

- 現状と課題の認識  
人口構造・社会構造の変化に伴う地域課題の複雑化。市民と市の課題認識の共有、相互の資源結集による地域づくりの必要性。
- 「いわき」の歴史的文脈  
50年前の大同合併、市名「いわき」に込めた「和を以て貴しとなす(以和貴)」の一体的な将来発展の願い。
- 「以和貴」から「共創」へ  
「以和貴」の心を未来につなぎ、復興の先の50年に向け、その現代的具現化である「共創」のまちづくりを推進する。

## 本則

### 第1章 総則

- まちづくりにおける基本原則を明らかにし、基本的事項を定めることにより、共創のまちづくりを推進し、もって魅力にあふれたまちづくりを実現することを目的とする。【第1条】
- 条例において用いる用語(市民、共創、まちづくり)を定義。【第2条】

### 第2章 基本原則

- 「情報の共有」「市民の参画」「連携」を基本原則として共創のまちづくりを進める。【第3条】

### 第3章 市民及び市の役割

- 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりに努める。【第4条】
- 市は、共創のまちづくり施策を総合的に策定・実施するとともに、市民の主体的なまちづくりを支援する。【第5条】

### 第4章 情報の共有

- 市は、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供し、市民との情報共有に努める。【第6条】
- 市は、市民の提案を受け意見を聴く機会を設け、まちづくりに反映するよう努める。【第7条】

### 第5章 市民参画

- 市民は、まちづくりにおける企画・実施・評価の各過程に自らのこととして、積極的に参画する。【第8条】
- 市は、市民のまちづくりへの参画を推進するため、必要な措置を講ずる。【第9条】
- 市民と市は、次代を担う子どもがそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画できるよう配慮する。【第10条】

### 第6章 連携

- 市民と市は、相互理解と信頼関係の下に、連携してまちづくりを推進する。【第11条】
- 市民は、世代、地域、立場、理念等の違いを超えて連携協力し、まちづくりを推進する。【第12条】
- 市民と市は、広く国内外の多様な主体と連携し、得られた意見や知恵をまちづくりに活用する。  
市は、地域資源を最大限に活かすため、国・県・関係機関等と幅広い分野で広域的に連携し、まちづくりを推進する。【第13条】

### 第7章 共創のまちづくり

- 市民と市は、まちづくりの根幹は人づくりであるとの認識の下に、地域の未来を切り拓く人財の育成に努める。【第14条】
- 市民と市は、地域課題解決に協力して取り組むとともに、伝統、文化、地域の資源を活用して地域価値の向上に努める。【第15条】
- 市民と市は、社会情勢の変化に対応し、暮らしの基盤である地域産業と雇用の創出に努める。【第16条】

### 第8章 条例の見直し

- 市は、市民意識、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、市民の参画の下に条例の見直しの措置を講ずる。【第17条】

## 条例のコンセプト

### ～ 共創のまちづくり ～

共創＝地域課題の解決を目指し、市民参画及び連携の下に相互の知恵と資源を結集し、新たな価値を創出すること。

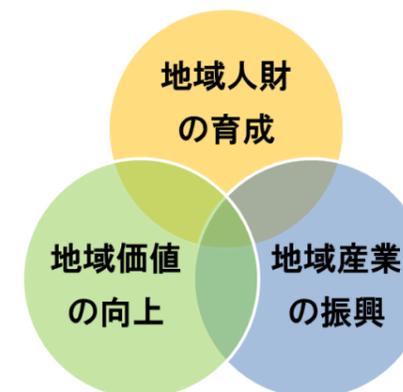
※後期基本計画「改訂理念」より

「ミッション」と「パッション」を共有した「コラボレーション」により

- ・情報共有＝課題共有(ミッションの共有)
- ・市民参画＝自分ごと化(パッションの共有)
- ・連携＝相互協力(コラボレーション)

地域の課題解決と未来につなぐ「ひと・まち・しごと」を創る

- ・地域人財の育成＝ひとづくり
- ・地域価値の向上＝まちづくり
- ・地域産業の振興＝しごとづくり



### ～ 一歩進んだ公民連携へ ～

《従来の公民連携》  
行政からの課題提示・公募  
⇒【行政主導型】

《共創》  
公民が課題・資源を共有  
⇒【双方向型】

## 条例の全体構造

